23. 全ての加盟国が、自国民が船舶及び航空機の乗員サービスを北朝鮮から調達することを禁止することを決定する。

24. 全ての加盟国が、北朝鮮が所有し、管理し、又は運航するいかなる船舶の登録も解除することを決定し、さらに、加盟国が、この規定に従って他の加盟国が登録を解除したこのような船舶の登録を行わないことを決定する。

25. 決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及び、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）及びこの決議を履行する目的で、「通過」という用語は、個人が空港において税関又は出入国手続を通過するかにかかわらず、他国の目的地への経由地として各国の国際空港ターミナルを通過する個人の渡航を含むがこれに限定されないことに留意する。

26. 決議第二千二百七十号（二千十六年）29の規定を次のように改めることを決定する。

「北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による石炭、鉄及び鉄鉱石の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、また、全ての国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのこれらの物資（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁じることを決定するとともに、この規定は以下のものには適用されないことを決定する。

（a）調達国が、信頼できる情報に基づき、北朝鮮外を原産地とする石炭であって、羅津（羅先）港からの輸出のみを目的として北朝鮮を通じて輸送されたと確認するもの。ただし、当該国が、事前に委員会に通報し、かつ、そのような取引が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係である場合に限る。

（b）調達が(i)北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動に関連している個人又は団体（指定された個人若しくは団体又はそれらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、若しくはそれらにより直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理される団体若しくは制裁回避を支援する個人若しくは団体を含む。）が関与するものではなく、(ii)専ら北朝鮮国民の生計目的のためであり、また、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）若しくはこの決議の採択の日から二千十六年十二月三十一日までの間の北朝鮮を原産地とする石炭の全ての加盟国への輸出の総計が合計五千三百四十九万五千八百九十四米ドル又は百万八百六十六メートルトンのいずれか低い方を超えないものとし、二千十七年一月一日からは北朝鮮を原産地とする石炭の全ての加盟国への輸出の総計が年間四億八十七万十八米ドル又は七百五十万メートルトンのいずれか低い方を超えない場合に限る。北朝鮮から石炭を調達する各加盟国が、委員会に対し、各月のこのような調達の総量を当該月の終了後三十日以内にこの決議の附属書Ⅴの様式により委員会に通知することを決定し、委員会に対し、加盟国から報告された北朝鮮から調達された石炭の量及び委員会書記長が算出した価格並びに各月に報告された量及び各月に報告した国の数をそのウェブサイトにおいて公に入手可能とすることを指示し、委員会に対し、通知を受け次第この情報を即時に更新することを指示し、北朝鮮から石炭を輸入する全ての国に対し、義務的な年間上限を超えないことを確保するため、このウェブサイトを定期的に閲覧するよう要請し、委員会書記長に対し、北朝鮮から調達する石炭の総額又は総量が年間総計の七十五パーセントに達したときに全ての加盟国に通知するよう指示し、また、委員会書記長に対し、北朝鮮から調達する石炭の総額又は総量が年間総計の九十パーセントに達したときに全ての加盟国に通知するよう指示し、さらに、委員会書記長に対し、北朝鮮から調達する石炭の総額又は総量が年間総計の九十五パーセントに達したときに全ての加盟国に通知するとともに、全加盟国に対してその年の北朝鮮からの石炭の調達を直ちに停止しなければならないことを通知するよう指示するとともに、事務総長に対し、このために必要な措置をとるとともに、この点に関し追加的な資源を提供するよう要請する。

（c）専ら生計目的のためであり、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係であると決定された鉄及び鉄鉱石の取引。」

27. 専門家パネルに対し、各月末から三十日以内に、信頼できる事実に照らして正確な貿易情報に基づく当該月に北朝鮮から輸出された石炭の米ドル平均価格の推計を認定し委員会に送付するよう指示するとともに、委員会書記長に対し、全ての加盟国に通知し及びこの決議の26の規定により要求されているとおり、委員会ウェブサイトにおいて北朝鮮からの輸出水準を即時に公に入手可能とする目的で、各国により報告される量に基づく各月の北朝鮮からの石炭調達の価格を算出する基礎としてこの平均価格を使用するよう指示する。

28. 北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による銅、ニッケル、銀及び亜鉛の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、また、全ての国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのこれらの物資（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁じることを決定する。

29. 北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による像の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、また、全ての国が、個別の案件に応じて委員会が事前に承認する場合を除き、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのこれらの品目（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁じることを決定する。

30. 全ての加盟国が、個別の案件に応じて委員会が事前に承認する場合を除き、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による北朝鮮への新品のヘリコプター及び船舶（当該国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないことを決定する。

31. 加盟国が、人道支援の輸送若しくは北朝鮮における外交使節団の活動若しくは国際連合若しくはその専門機関若しくは関連機関の活動又はこの決議の目的に適合するその他の全ての目的のために必要とされると個別の案件に応じて委員会が事前に決定する場合を除き、北朝鮮に所在する代表事務所、子会社又は銀行口座を九十日以内に閉鎖するために必要な措置をとることを決定する。

32. 全ての加盟国が、個別の案件に応じて委員会が事前に承認する場合を除き、自国の領域内からの又は自国の管轄権に服する者若しくは団体による、北朝鮮との貿易のための公的な及び民間の金融支援（そのような貿易に関係する自国の国民又は団体に対する輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む。）を禁止することを決定する。